

町県民税および所得税(確定申告)の申告会場を開設

2月1日(水)～3月15日(水)
役場1階西会議室 ※土日祝は除く

川越町役場税務課では町県民税申告と所得税確定申告の申告会場を開設します。
開設期間 2月1日(水)～3月15日(水) ※土日祝を除く
午前9時～午後5時
場所 川越町役場1階西会議室
※還付(税金が戻る)申告以外の確定申告相談は2月16日(木)以降となります。
※資産や株式の譲渡所得がある場合の申告相談は受け付けできません(所得税確定申告会場(四日市農協会館5階)にてご相談ください)
問い合わせ 川越町役場税務課
TEL 366・7114

※税務署による出張申告相談は廃止されました。

町県民税の申告について

川越町内に住所のある人は、原則として申告書を提出しなればなりません。

町県民税の申告が不要の人

● 所得税の確定申告をする人
● 前年中の所得が給与又は公的年金のみである人

給与又は公的年金の支払者から支払報告書が提出されますので、申告する必要はありません。ただし、雑損控除、医療費控除又は寄附金控除等を受けようとする人や公的年金のみで配偶者特別控除を受けようとする人などは申告が必要です。

● 前年中の所得が川越町の条例で定める金額以下の人(非課税)
※申告義務の有無については、役場税務課にご相談ください。

(表1) 町県民税の申告相談会場

	2月22日(水)	2月23日(木)	2月24日(金)
9:30～10:30	当新田公民館 (当新田・北福崎)	高松公民館 (高松)	豊田公民館 (豊田)
13:30～14:30	亀崎公民館 (亀崎・亀須)	天神公民館 (天神)	南福崎公民館 (南福崎・上吉)

町県民税の申告相談は地区公民館で行います

町県民税の申告相談を地区公民館で行います。(表1)

※町県民税の申告書は、町県民税の課税資料となり、また国民健康保険税(料)の算定や各種手当等の非課税判定の基礎となります。収入のなかった方でもその理由(扶養されている等)を記入して提出しなければならぬ場合があります。

申告がない場合、公営住宅・児童手当・高齢年金・保育所入所・融資等に必要所得証明書を発行できなくなります。

■豊田一色地区と、上記日程で都合の悪い方は役場にて申告相談を受け付けます。

■上記の相談日により確定申告の方はご遠慮ください。



申告書は役場税務課窓口にてご用意しています。申告書が直接送付された方についてはその申告書をご持参ください。

確定申告書に添付する書類

申告する前に、申告書と印鑑のほか、次の添付書類をご確認ください。

● 源泉徴収票などの収入の分かるもの

所得税を源泉徴収された給与所得などがある場合には、勤務先等から交付を受けた源泉徴収票を確定申告書に添付して提出してください。

● 各種所得控除(雑損控除・医療費控除・小規模共済等掛金控除・生命保険料控除・損害保険料控除・寄付金控除)を受ける場合、それぞれ平成17年中に支払った領収書や証明書等

※平成17年度分確定申告から国民年金保険料の社会保険料控除を受ける場合には支払いをした証明書を添付または提示する必要があります。

● 住宅借入金等特別控除を受けるための書類

①住民票の写し
②登記簿謄(抄) 本や請負契約書などで家屋の取得年月日や床面積、取得価額を明らかにする書類

③住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
④住宅ローン等に含まれる敷地等の購入に係るローン等につい



て、この控除の適用を受ける場合はその敷地等の登記簿謄(抄)本やその敷地等の分譲に係る契約書などで、その敷地等の取得価額や取得年月日などを明らかにする書類、またはその写し。なお、増改築等をした家屋の場合は、建築確認通知書の写し、もしくは検査済証の写し、または増改築等工事証明書など必要となります。

65歳以上の人に対する税制度が改正されました

65歳以上の人に対する税制度が改正されました

65歳以上で、合計所得金額が1千万円以下の人に適用されていた老年者控除(市県民税48万円、所得税50万円)が廃止されました。

これまでは、老年者控除の適用を受けていたため、寡婦もしくは寡夫控除を受けることができなかつた方は老年者控除の廃止に伴い、寡婦もしくは寡夫であることを申告していただく必要

要があります。

寡婦(寡夫)に該当する人とは?

- ▼ 扶養親族等を有する人の場合
- ▼ 夫と死別し、または夫と離婚した後、婚姻をしていない婦人のうち、一定のもの
- ▼ 夫の生死の明らかでない婦人のうち、一定のもの
- ▼ 扶養親族等を有しない人の場合
- ▼ 夫と死別した後、婚姻をしていない人

公的年金等の控除額が引き下げられました

公的年金等(国民年金、厚生年金、共済年金等)の所得計算は、年金収入から公的年金等控除額を引いて計算します。

この控除額は65歳以上と未満で分けられていますが、表2のように65歳以上の人に対する控除額が改正され、最低保障額も140万円から120万円に引き下げられました。

※障害年金や遺族年金は税金がかりませんので、扶養などを判定する所得には含まれません。また、申告の必要ありません。

「確定申告書」の提出は自分で書いてお早めに!



申告書を書くときは「所得税の確定申告の手引き」などを参考にしてください。申告書を書くのは難しいと思われる方も多いと思いますが、「確定申告の手引き」や「記載例」を参考に書いてみると意外と簡単に申告書が作成できるようになっています。ぜひ、チャレンジしてみてください。

▲「確定申告の手引き」を参考に

申告書や手引きなどは税務署・市役所・役場の窓口で備え付けてあります。

なお、記載した申告書の提出先はあなたの住所地を所轄する税務署(四日市税務署)となります。

申告書は郵送などで提出できます。

(表2) 65歳以上の人公的年金等の所得速算表

	その年中の公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の所得金額		所得金額
改正前	260万円未満	A	—	140万円
	260万円以上～460万円未満	A×75%	—	75万円
	460万円以上～820万円未満	A×85%	—	121万円
	820万円以上	A×95%	—	203万円
改正後	330万円未満	A	—	120万円
	330万円以上～410万円未満	A×75%	—	37.5万円
	410万円以上～770万円未満	A×85%	—	78.5万円
	770万円以上	A×95%	—	155.5万円